人　事　委　員　会　年　報

令　和　２　年　度（２０２０年度）

熊　本　市　人　事　委　員　会

目　　　次

第１章　組織及び運営
１　人事委員会 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 1
⑴　設　　置 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 1
⑵　委　　員 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 1
⑶　権　　限 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 1
⑷　会　　議 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 2
２　事　務　局 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 11
⑴　組　　織 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 11
⑵　事務分掌 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 11
⑶　予　　算 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 12

第２章　職員の任用
１　採　　　用 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 13
⑴　採用試験 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 14
⑵　採用選考試験 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 17
⑶　採用選考の承認 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 24
２　昇　　　任 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 25
⑴　昇任試験 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 25
⑵　昇任選考 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 29
３　転　　　任 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 30
⑴　職種変更試験 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 30
⑵　転任の承認 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 31
４　臨時的任用 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 31

第３章　職員の給与その他の勤務条件等
１　職員の給与等に関する報告及び勧告 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 32
２　給与その他の勤務条件等についての承認等 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 34

第４章　公平審査
１　勤務条件に関する措置要求 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 35
２　不利益処分に関する審査請求 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 35
３　職員からの苦情処理 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 36

第５章　職員団体
１　職員団体の登録 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 37
２　管理職員等の範囲 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 37

第６章　労働基準監督機関の職権行使 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 38

第７章　条例の制定改廃に関する意見 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 40

第８章　人事委員会規則の制定改廃 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 41

第９章　各種会議等
１　全国人事委員会連合会関係 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 43
２　九州地方人事委員会協議会関係 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 43
３　大都市人事委員会連絡協議会関係 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 44
４　そ　の　他 ‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐‐ 44

第１章　組織及び運営

１　人事委員会

⑴ 設　　置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び政令指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされ、同条第2項の規定により、指定都市以外の人口15万人以上の市は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされている。

本市においては、昭和26年（1951年）以来、公平委員会を設置してきたが、組織及び職員の規模に応じた高度な人事管理を推進するため、法第7条第2項の規定に基づき、専門的・中立的な第三者機関である人事委員会を平成6年（1994年）4月1日に設立した。

その後、平成24年（2012年）4月1日の政令指定都市移行に伴い、法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となったところである。

⑵ 委　　員

法第9条の2第1項及び第2項の規定により、人事委員会は、3人の委員をもって組織する合議制の執行機関であり、委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任するものとされている。

本委員会の構成は、次のとおりである。

〔令和3年（2021年）4月1日現在〕

職　名	氏　　名	任　　期	常勤等の区分	備　　考
委員長	内 田　光 也	令和2年（2020年）4月1日～ 令和6年（2024年）3月31日	非常勤	弁護士
委　員	川 内　恵 里	令和3年（2021年）4月1日～ 令和7年（2025年）3月31日	非常勤	社会保険労務士
委　員	重 浦　睦 治	平成30年（2018年）4月1日～ 令和4年（2022年）3月31日	非常勤	(元)熊本市総務局長

⑶ 権　　限

法第8条に規定する人事委員会の権限は、その性質により行政権限、準立法的権限及び準司法的権限の3つに分類することができる。

それぞれの権限のうち主なものは、次のとおりである。

ア　行政権限

(ｱ) 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長への意見申出
(ｲ) 人事行政の運営に関する任命権者への勧告
(ｳ) 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告
(ｴ) 人事行政に関する調査、研究
(ｵ) 競争試験又は選考の実施
(ｶ) 任用候補者名簿の作成
(ｷ) 給与の支払監理
(ｸ) 人事評価の実施に関する任命権者に対する勧告
(ｹ) 職員団体の登録
(ｺ) 労働基準監督機関としての職権行使
(ｻ) 職員の苦情の処理

イ　準立法的権限

人事委員会規則の制定、改正及び廃止

ウ　準司法的権限

(ｱ) 勤務条件に関する措置要求の審査

(ｲ) 不利益処分についての審査請求の審査

(4) 会　　議

令和２年度（2020年度）における会議開催状況は、次のとおりである。

ア　議事内容等

会議名	開催年月日	案件名
第１回定例会	令和２年（2020年）４月２日	【議　案】 議第1号　人事委員会委員長の選挙及び人事委員会委員長職務代理者の指定について 議第2号　令和元年度（2019年度）第30回定例会議事録の承認について 議第3号　令和2年度（2020年度）人事委員会事業計画について
第１回臨時会	４月１３日	【議　案】 議第1号　令和2年度（2020年度）第1回定例会議事録の承認について 議第2号　平成30年審第1号事案の準備手続の日程等の変更について
第２回定例会	５月１２日	【議　案】 議第1号　令和2年度（2020年度）第1回臨時会議事録の承認について 議第2号　平成30年審第1号事案の準備手続の場所の変更について 議第3号　臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について 議第4号　特殊勤務手当の運用の一部改正について 議第5号　臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の運用の一部改正について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　労働基準法別表第一の号別区分について 報告第3号　専決処理の報告について ・職員の苦情相談の処理について
第２回臨時会	５月１９日	【議　案】 議第1号　条例案に対する意見の申出について
第３回定例会	５月２８日	【議　案】 議第1号　令和2年度（2020年度）第2回定例会議事録及び第2回臨時会議事録の承認について 議第2号　熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について 議第3号　熊本市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正について 議第4号　特殊勤務手当の運用の一部改正について 議第5号　熊本市管理職手当支給規則別表オの表1の項の人事委員会が定める特に規模の大きい市立小学校及び市立中学校に関する運用の制定について 議第6号　人事委員会事務局職員の退職について

会議名	開催年月日	案件名
第4回定例会	6月4日	【議　案】 議第1号　令和2年度（2020年度）第3回定例会議事録の承認について 議第2号　任期付職員の任期の更新について 議第3号　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用試験案内（初級職等）の決定について 議第4号　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用選考試験案内（保育士・理学療法士給食栄養士）の決定について 議第5号　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用選考試験案内（就職氷河期世代対象）の決定について 【報　告】 報告第1号　熊本市労働組合連合会からの申入書について
第5回定例会	6月23日	【議　案】 議第1号　令和2年度（2020年度）第4回定例会議事録の承認について 議第2号　公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規制の一部改正について 議第3号　職員の採用選考について 議第4号　審査請求書の受理等について 【報　告】 報告第1号　事務局長専決処理の報告について（熊本市職員職種変更試験） 報告第2号　公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する報告について
第6回定例会	7月2日	【議　案】 議第1号　令和2年度（2020年度）第5回定例会議事録の承認について 議第2号　令和2年度（2020年度）熊本市職員課長級昇任試験の実施について 議第3号　令和2年度（2020年度）熊本市職員主査級昇任試験の実施について 議第4号　令和2年度（2020年度）熊本市消防吏員昇任試験の実施について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について
第7回定例会	7月21日	【議　案】 議第1号　令和2年度（2020年度）第6回定例会議事録の承認について 議第2号　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用試験（上級職等）及び採用選考試験第一次試験合格者の決定について 議第3号　令和2年度（2020年度）障がい者を対象とする熊本市職員採用選考試験案内の決定について 議第4号　営利企業等の従事制限に関する許可について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について

会議名	開催年月日	案件名
第８回定例会	８月２０日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第7回定例会議事録の承認について 議第2号　　平成30年審第1号事案に係る人証の採否について 議第3号　　平成30年審第1号事案の第1回口頭審理の開催日程等について 議第4号　　市長事務部局職員の人事委員会事務局への併任について ※議第5号　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用選考試験（就職氷河期世代対象）の第一次試験の実施方法について 【協　議】 協議第1号　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用選考試験（就職氷河期世代対象）の第一次試験の実施方法について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について （※議第5号は協議第1号が調った後に上程）
第９回定例会	８月 28 日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第8回定例会議事録の承認について 議第2号　　熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について 議第3号　　臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について 議第4号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用試験（上級職等）及び採用選考試験第二次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿等の確定等について 議第5号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用選考試験（社会人経験者等）第二次試験合格者の決定並びに選考に係る名簿の確定について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について
第１０回定例会	９月１６日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第9回定例会議事録の承認について 議第2号　　熊本市職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部改正について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について
第１１回定例会	９月２４日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第10回定例会議事録の承認について 議第2号　　熊本地裁令和2年（行ウ）第17号措置要求棄却判定取消請求事件について 議第3号　　職員の採用選考について 議第4号　　人事委員会事務局職員の任命について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について

会 議 名	開催年月日	案　　件　　名
第１２回 定 例 会	10月15日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第11回定例会議事録の承認について 議第2号　　平成30年審第１号事案に係る書類等提出要求申立書について 議第3号　　就職氷河期世代対象の職員採用選考第一次試験における合格者数について 【協　議】 協議第1号　令和2年（2020年）職員の給与等に関する報告及び勧告について 【報告】 報告第1号　令和2年審第1号事案について 報告第2号　熊本地裁令和2年（行ウ）第17号措置要求棄却判定取消請求事件について
第 3 回 臨 時 会	11月9日	【協　議】 協議第1号　令和2年（2020年）職員の給与等に関する報告及び勧告（月例給等）について
第１３回 定 例 会	10月23日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第12回定例会議事録の承認について 議第2号　　平成30年審第1号事案の第2回口頭審理の開催日程等について 議第3号　　職員採用試験第一次試験合格者数の取扱い基準の一部改正について 議第4号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用試験（初級職等）及び採用選考試験第一次試験合格者の決定について 議第5号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用選考試験（就職氷河期世代対象）第一次試験合格者の決定について 議第6号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員職種変更試験第一次試験合格者の決定について 議第7号　　人事委員会事務局職員の育児休業期間の延長に係る承認について ※議第8号　令和2年（2020年）職員の給与等に関する報告及び勧告について 【協　議】 協議第1号　令和2年（2020年）職員の給与等に関する報告及び勧告について 【報　告】 報告第1号　熊本市労働組合連合会及び熊本市役所第一職員労働組合からの申入書について （※議第8号は協議第1号が調った後に上程）
第１４回 定 例 会	11月16日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第13回定例会議事録及び第3回臨時会議事録の承認について 議第2号　　職員採用試験第一次試験合格者数の取扱い基準の一部改正について 議第3号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員採用選考試験（障がい者対象）第一次試験合格者の決定について ※議第4号　令和2年（2020年）職員の給与等に関する報告及び勧告（月例給等）について 【協　議】 協議第1号　令和2年（2020年）職員の給与等に関する報告及び勧告（月例給等）について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について 報告第3号　熊本地裁令和2年（行ウ）第17号措置要求棄却判定取消請求事件について （※議第4号は協議第1号が調った後に上程）

会 議 名	開催年月日	案　　件　　名
第１５回 定 例 会	11月27日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第14回定例会議事録の承認について 議第2号　　条例案に対する意見の申出について 議第3号　　職員の採用選考について 議第4号　　令和2年（2020年度）熊本市職員採用試験（初級職等）及び採用選考試験第二次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿等の確定等について 議第5号　　令和2年（2020年度）熊本市職員採用選考試験（就職氷河期世代対象）第二次試験合格者の決定並びに選考に係る名簿の確定について 議第6号　　令和2年（2020年度）熊本市職員職種変更試験第二次試験合格者の決定について 議第7号　　令和2年（2020年度）熊本市消防吏員昇任試験第一次試験合格者の決定について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について
第１６回 定 例 会	１２月１日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第15回定例会議事録の承認について 議第2号　　熊本市特定任期付職員採用選考試験（事務職）の実施について
第１７回 定 例 会	１２月８日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第16回定例会議事録の承認について 議第2号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員課長級昇任試験第一次試験合格者の決定について 【報　告】 報告第1号　令和2年審第1号事案について
第１８回 定 例 会	12月15日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第17回定例会議事録の承認について 議第2号　　令和2年（2020年度）熊本市職員採用選考試験（障がい者対象）合格者の決定並びに選考に係る名簿の確定について 議第3号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員主査級昇任試験第一次試験合格者の決定について 【報　告】 報告第1号　令和2年審第1号事案について 報告第2号　審査請求書について
第１９回 定 例 会	令 和 3 年 （2021年） 1 月 7 日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第18回定例会議事録の承認について 議第2号　　令和2年度（2020年度）熊本市消防吏員昇任試験合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について ※議第3号　平成30年審第1号事案に係る上申書について 【協　議】 協議第1号　平成30年審第1号事案に係る上申書について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について 報告第3号　熊本地裁令和2年（行ウ）第17号措置要求棄却判定取消請求事件について （※議第3号は協議第1号が調った後に上程）

会 議 名	開催年月日	案　　件　　名
第２０回 定 例 会	１月１９日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第19回定例会議事録の承認について 議第2号　　令和2年度（2020年度）時間外勤務等に関する調査について 議第3号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員課長級昇任試験合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について
第２１回 定 例 会	１月２９日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第20回定例会議事録の承認について 議第2号　　平成30年審第1号事案の第3回口頭審理の開催日程等について 議第3号　　熊本市職員採用選考試験の実施について 議第4号　　令和2年度（2020年度）熊本市職員主査級昇任試験合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について 議第5号　　人事委員会事務局職員の育児休業の承認について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について 報告第3号　熊本地裁令和2年（行ウ）第17号措置要求棄却判定取消請求事件について
第２２回 定 例 会	２月１７日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第21回定例会議事録の承認について 議第2号　　条例案に対する意見の申出について 議第3号　　審査請求書の受理等について 議第4号　　職員の解雇予告除外認定について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について
第２３回 定 例 会	３ 月 ２ 日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第22回定例会議事録の承認について 議第2号　　平成30年審第1号事案の第3回口頭審理の日程の変更について 議第3号　　令和2年審第1号事案の準備手続について 議第4号　　熊本市職員の任用に関する規則の運用の一部改正について 議第5号　　任期付職員の任期の更新に係る承認について 議第6号　　令和3年度（2021年度）熊本市任期付職員採用選考試験案内（運輸職）の決定について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について
第２４回 定 例 会	３月１１日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第23回定例会議事録の承認について 議第2号　　令和2年審第1号事案に係る審査手続の停止等について 議第3号　　職員の採用選考について 議第4号　　任期付職員の任期の更新に係る承認について 議第5号　　令和3年度（2021年度）熊本市職員（選考）試験の実施計画について 議第6号　　令和3年度（2021年度）熊本市職員採用試験案内（上級職等）の決定について 【報　告】 報告第1号　平成30年審第1号事案について 報告第2号　令和2年審第1号事案について

会 議 名	開催年月日	案　　件　　名
第 4 回 臨 時 会	3 月 2 2 日	【議　案】 議第1号　　職員の解雇予告除外認定について
第 2 5 回 定 例 会	3 月 2 3 日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第24回定例会議事録及び第4回臨時会議事録の承認について 議第2号　　令和2年審第1号事案に係る忌避の申出について 議第3号　　令和2年審第1号事案の審査手続の再開及び準備手続の日程について 議第4号　　熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第7条第2項及び第11条に規定する職員の号給の決定の一部改正について 議第5号　　職員の採用選考について 議第6号　　職員の昇任選考について 議第7号　　職員の転任の承認について 議第8号　　令和3年度（2021年度）熊本市職員採用選考試験案内（社会人経験者等対象）の決定について 議第9号　　令和3年度（2021年度）熊本市職員採用選考試験案内（文化財専門職・獣医師・薬剤師・助産師・学芸員・看護師・診療放射線技師）の決定について 議第10号　　職員採用試験第一次試験合格者数の取扱い基準の一部改正について 議第11号　　人事委員会事務局職員の任命について ※議第12号　令和3年度（2021年度）昇任試験の出題範囲見直しについて 【協　議】 協議第1号　　令和3年度（2021年度）昇任試験の出題範囲見直しについて 協議第2号　　熊本市職員の任用に関する規則の全部改正について 【報　告】 報告第1号　　平成30年審第1号事案について 報告第2号　　熊本地裁令和2年（行ウ）第17号措置要求棄却判定取消請求事件について 報告第3号　　令和3年審第1号事案について （※議第12号は協議第1号が調った後に上程）

会 議 名	開催年月日	案　　件　　名
第２６回 定 例 会	３月３１日	【議　案】 議第1号　　令和2年度（2020年度）第25回定例会議事録の承認について 議第2号　　押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について 議第3号　　管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 議第4号　　熊本市職員の任用に関する規則の全部改正について 議第5号　　熊本市職員の任用に関する権限委任規則の制定について 議第6号　　熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について 議第7号　　熊本市単身赴任手当支給規則の一部改正について 議第8号　　熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について 議第9号　　熊本市人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について 議第10号　　熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部改正について 議第11号　　熊本市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正について 議第12号　　熊本市職員の任用に関する規則の運用の一部改正について 議第13号　　熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用の一部改正について 議第14号　　熊本市単身赴任手当支給規則の運用の一部改正について 議第15号　　熊本市管理職手当支給規則の運用の一部改正について 議第16号　　熊本市通勤手当支給規則の運用の一部改正について 議第17号　　熊本市扶養手当支給規則の運用の一部改正について 議第18号　　熊本市住居手当支給規則の運用の一部改正について 議第19号　　職員の採用選考について 議第20号　　令和3年度（2021年度）熊本市職員採用選考試験（薬剤師）の採用予定数の変更について 【報　告】 報告第1号　　平成30年審第1号事案について 報告第2号　　令和2年度（2020年度）時間外勤務等に関する調査について 報告第3号　　専決処理の報告について ・採用候補者名簿からの削除について（令和2年度）

イ　委員会開催回数等

議　事　案　件　等	定例会	臨時会	計
議　　案	135	4	139
規則・運用等の制定改廃	30	0	33
採用の選考	10	0	9
昇任の選考	1	0	1
職員採用試験関連	25	0	23
課長級、主査級及び消防吏員昇任試験関連	10	0	10
職種変更試験・転任関連	3	0	2
職員の給与等に関する報告及び勧告関連	2	0	2
公平審査関連	15	1	16
労働基準監督機関・職員団体関連	2	1	3
条例案に対する意見の申出	2	1	3
議事録の承認	26	1	27
その他	9	0	10
協　　議	7	1	8
職員の給与等に関する報告及び勧告関連	3	1	4
採用試験・昇任試験関連	3	0	2
公平審査関連	1	0	1
その他	0	0	1
報　　告	44	0	44
合　　計	186	5	191

2　事　務　局

(1) 組　　織

事務局の職員数は12名（条例定数16名）であり、その機構図は次のとおりである。

〔令和3年（2021年）4月1日現在〕

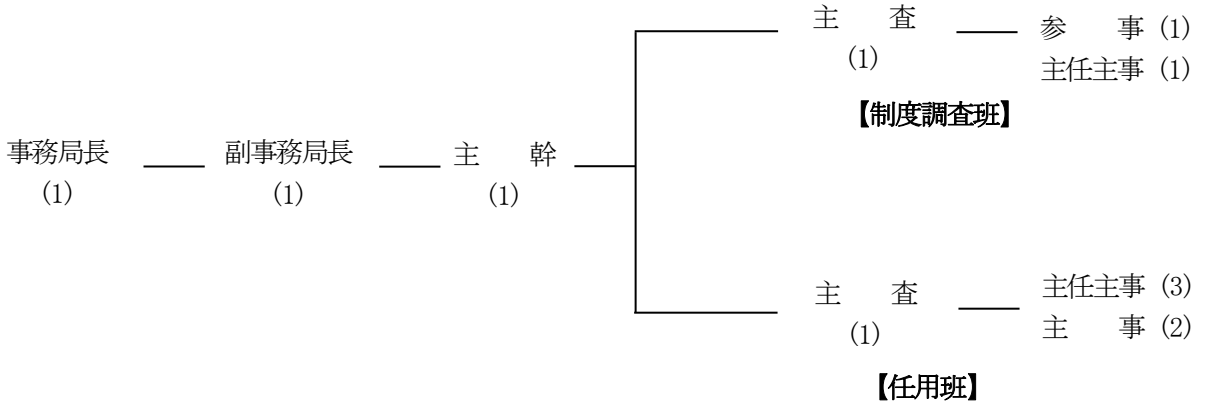

(2) 事務分掌〔令和3年（2021年）4月1日現在〕

事務局の事務分掌は、次のとおりである。

ア　人事委員会の議事に関すること。

イ　人事記録の管理及び人事に関する統計報告に関すること。

ウ　人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、任用制度、分限及び懲戒制度、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究及び報告に関すること。

エ　職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。

オ　人事行政の運営に関する報告及び勧告に関すること。

カ　給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。

キ　競争試験及び選考の実施に関すること。

ク　任用候補者名簿の作成及び提示に関すること。

ケ　条件付採用及び臨時的任用に関すること。

コ　給与の支払の監理に関すること。

サ　不利益処分についての審査請求に関すること。

シ　勤務条件に関する措置要求に関すること。

ス　熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）第18条第１項による退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。

セ　職員の苦情の処理に関すること。

ソ　職員団体の登録に関すること。

タ　管理職員等の範囲の決定に関すること。

チ　労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

ツ　学校医等の公務災害補償に関する審査の請求に関すること。

テ　公印及び文書の管理に関すること。

ト　事務局職員の任免、服務及び給与に関すること。

ナ　前各号に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属する事務に関すること。

(3) 予　　算

令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）における当初予算は、次のとおりである。

（単位：千円）

科　　目		当初予算額	
	(節)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
(款) 総務費	報　　酬	5,316	5,316
	給　　料	47,278	47,278
	職員手当等	31,619	56,092
	共　済　費	17,181	17,181
(項) 人事委員会費	旅　　費	2,034	1,858
	交　際　費	40	40
	需　用　費	2,526	2,637
(目) 人事委員会費	役　務　費	119	232
	委　託　料	16,869	20,102
	使用料及び賃借料	5,670	7,149
	負担金補助及び交付金	2,497	2,497
合　　計		131,149	160,382

第２章　職員の任用

法第15条の規定により、「職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」とされ、任用制度の根本基準として成績主義の原則が確立されている。

本委員会は、法及び熊本市職員の任用に関する規則（平成6年人委規則第8号。以下この章において「任用規則」という。）に基づき、職員の任用に係る業務の運営にあたっている。

令和2年度（2020年度）において行った主な試験業務は、次のとおりである。

1　採用	採用試験		
		上級職	事務職、社会福祉職、心理相談員、技術職（土木・機械・電気・化学・農業）
		免許資格職（上級職）	保健師
		初級職	事務職、学校事務職、技術職（土木・建築・機械・電気）
		消防職	上級消防職、初級消防職、初級消防職（救急救命士）
	採用選考試験		
		上級職	文化財専門職
		免許資格職（上級職）	獣医師、薬剤師、管理栄養士、助産師
		免許資格職（中級職）	保育士、看護師、診療放射線技師、理学療法士、給食栄養士
		社会人経験者等対象	事務職、事務職（法務）、技術職（土木・機械・電気）、薬剤師、看護師、診療放射線技師
		就職氷河期世代対象	事務職
		障がい者対象	事務職、学校事務職
2　昇任	昇任試験		課長級、主査級 消防吏員（消防司令・消防司令補・消防士長）
3　転任	職種変更試験		事務職、技術職（土木）、消防職

１　採　　用

法第17条の2第1項の規定により、職員の採用は、競争試験によることが原則とされ、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないとされている。

これは、成績主義の原則を貫くための規定であり、職に対する適性等の判定を客観的な方法により行おうとするものである。競争試験とは、特定の職に就けるために不特定多数の者の競争によって選択を行う方法であり、選考とは、特定の者が特定の職に就く適格性を有するかどうかを確認する方法である。

本委員会においては、競争試験によらず選考により採用することができる職として、役付職員の職、試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職、免許資格職、文化財専門職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について、順位の判定が困難であると認められる職で人事委員会が別に定めるものを任用規則等により定めている。

(1) 採用試験

令和2年度（2020年度）において実施した採用試験は、次のとおりである。

ア　上級職等

区分	職種		受験資格
上級職	事務職		次の各号のいずれかに該当する方 (1) 昭和63年（1988年）4月2日から平成11年（1999年）4月1日までに生まれた方 (2) 平成11年（1999年）4月2日以降に生まれた方で、学校教育法にいう大学（短期大学を除く。）又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等を卒業した方及び令和3年（2021年）3月末日までに卒業する見込みの方
	技術職	土木 機械 電気 化学 農業	次の各号のいずれかに該当する方 (1) 昭和63年（1988年）4月2日から平成11年（1999年）4月1日までに生まれた方 (2) 平成11年（1999年）4月2日以降に生まれた方で、学校教育法にいう大学（短期大学を除く。）又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等を卒業した方及び令和3年（2021年）3月末日までに卒業する見込みの方
	社会福祉職		昭和63年（1988年）4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方又は令和2年度（2020年度）実施の国家試験で取得する見込みの方
	心理相談員		次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和63年（1988年）4月2日以降に生まれた方 (2) 学校教育法にいう大学（短期大学を除く。）又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等で心理学を専攻し、卒業した方又は令和3年（2021年）3月末日までに卒業する見込みの方（ただし、教養課程のみの心理学履修者は除く。）
免許資格職（上級職）	保健師		昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方又は令和2年度（2020年度）実施の国家試験で取得する見込みの方
消防職	上級消防職		次の各号のいずれかに該当する方 (1) 平成6年（1994年）4月2日から平成11年（1999年）4月1日までに生まれた方 (2) 平成11年（1999年）4月2日以降に生まれた方で、学校教育法にいう大学（短期大学を除く。）又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等を卒業した方及び令和3年（2021年）3月末日までに卒業する見込みの方

告知日		令和2年（2020年）4月3日
申込受付期間		令和2年（2020年）4月17日～5月8日
第一次試験日	筆記試験（教養試験、専門試験（消防職以外））、適性試験・体力テスト（消防職のみ）	令和2年（2020年）6月28日
第一次試験合格発表日		令和2年（2020年）7月21日
第二次試験日	筆記試験（論文）・適性検査（消防職以外） 筆記試験（論文）・適性検査（消防職のみ） 口述試験（集団討論（消防職以外）、個別面接2回）	令和2年（2020年）6月28日 令和2年（2020年）8月1日 令和2年（2020年）8月12日～8月21日
最終合格発表日		令和2年（2020年）8月28日

イ　初級職等

<table>
<tr><th>区 分</th><th colspan="2">職　種</th><th>受　験　資　格</th></tr>
<tr><td rowspan="3">初級職</td><td colspan="2">事務職</td><td rowspan="5">平成11年（1999年）4月2日から平成15年（2003年）4月1日までに生まれた方</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校事務職</td></tr>
<tr><td>技術職</td><td>土木
建築
機械
電気</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消防職</td><td colspan="2">初級消防職</td></tr>
<tr><td colspan="2">初級消防職
（救急救命士）</td><td>平成6年（1994年）4月2日以降に生まれた方で、受験申込日現在、救急救命士の免許を有する方（救急救命士免許取得見込みの方は受験できません。）</td></tr>
</table>

告知日		令和2年（2020年）7月1日
申込受付期間		令和2年（2020年）7月16日～7月29日
第一次試験日	筆記試験（教養試験、専門試験（技術職のみ））、適性試験・体力テスト（消防職のみ）	令和2年（2020年）9月27日
第一次試験合格発表日		令和2年（2020年）10月23日
第二次試験日	筆記試験（作文）、適性検査 口述試験（集団討論（消防職以外）、個別面接2回）	令和2年（2020年）10月31日 令和2年（2020年）11月11日～11月14日
最終合格発表日		令和2年（2020年）11月27日

備　考

上記のア、イのそれぞれの受験資格を満たしたうえで、次のいずれかに該当する方が受験することができます。

・日本国籍を有する方

・出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（消防職を除く。）

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（消防職を除く。）

※　ただし、法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

ウ　実施状況

区　分	職　種		申込者数 （人）	一次受験者数 （人）A	一次合格者数 （人）	最終合格者数 （人）B	競争倍率 （倍）A/B
上級職	事務職		627	365	89	44	8.3
	社会福祉職		31	23	10	5	4.6
	心理相談員		15	7	4	2	3.5
	技術職	土木	37	13	10	8	1.6
		機械	16	11	7	2	5.5
		電気	14	7	5	2	3.5
		化学	19	16	5	1	16.0
		農業	23	12	7	2	6.0
免許資格職 （上級職）	保健師		47	28	14	7	4.0
消防職	上級消防職		122	85	12	6	14.2
上級職等　合　計			951	567	163	79	7.2
初級職	事務職		225	171	43	20	8.6
	学校事務職		44	33	12	5	6.6
	技術職	土木	25	21	16	8	2.6
		建築	4	4	3	2	2.0
		機械	11	8	2	1	8.0
		電気	13	10	7	2	5.0
消防職	初級消防職		209	164	13	6	27.3
	初級消防職 （救急救命士）		20	12	5	1	12.0
初級職等　合　計			551	423	101	45	9.4

(2) 採用選考試験

令和2年度（2020年度）において実施した採用選考試験は、次のとおりである。

ア　上級職等

区 分	職　種	受　験　資　格
上級職	文化財専門職	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和63年（1988年）4月2日以降に生まれた方 (2) 学校教育法にいう大学（短期大学を除く。）又は人事委員会がこれらと同等と認める学校等において考古学その他これに準ずる分野を専攻し、卒業した方又は令和3年（2021年）3月末日までに卒業する見込みの方
免許資格職（上級職）	獣医師	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和50年（1975年）4月2日以降に生まれた方 (2) 獣医師の免許を有する方又は令和2年度（2020年度）実施の国家試験で取得する見込みの方
	薬剤師	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた方 (2) 薬剤師の免許を有する方又は令和2年度（2020年度）実施の国家試験で取得する見込みの方
	管理栄養士	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた方 (2) 管理栄養士の免許を有する方又は令和2年度（2020年度）実施の国家試験で取得する見込みの方
	助産師	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた方 (2) 助産師の免許を有する方又は令和2年度（2020年度）実施の国家試験で取得する見込みの方
免許資格職（中級職）	看護師	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた方 (2) 看護師の免許を有する方又は令和2年度（2020年度）実施の国家試験で取得する見込みの方
	診療放射線技師	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた方 (2) 診療放射線技師の免許を有する方又は令和2年度（2020年度）実施の国家試験で取得する見込みの方

告知日		令和2年（2020年）4月3日
申込受付期間		令和2年（2020年）4月17日～5月8日
第一次試験日	筆記試験（専門試験）	令和2年（2020年）6月28日
第一次試験合格発表日		令和2年（2020年）7月21日
第二次試験日	筆記試験（論作文）、適性検査 口述試験（個別面接2回）	令和2年（2020年）6月28日 令和2年（2020年）8月12日～8月21日
最終合格発表日		令和2年（2020年）8月28日

イ　免許資格職（中級職）　※看護師、診療放射線技師を除く。

区 分	職　種	受　験　資　格
免許資格職（中級職）	保育士	昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方又は令和3年（2021年）3月末日までに取得する見込みの方
	理学療法士	昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた方で、理学療法士の免許を有する方又は令和2年度（2020年度）の国家試験で取得する見込みの方
	給食栄養士	昭和61年（1986年）4月2日以降に生まれた方で、栄養士の資格を有する方又は令和3年（2021年）3月末日までに取得する見込みの方

告知日	令和2年（2020年）7月1日
申込受付期間	令和2年（2020年）7月16日～7月29日
第一次試験日　筆記試験（専門試験）	令和2年（2020年）9月27日
第一次試験合格発表日	令和2年（2020年）10月23日
第二次試験日　筆記試験（作文、適性検査） 口述試験（個別面接2回）	令和2年（2020年）10月31日 令和2年（2020年）11月11日～11月14日
最終合格発表日	令和2年（2020年）11月27日

ウ　社会人経験者等対象

職　種		受　験　資　格
事務職		次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和36年（1961年）4月2日以降に生まれた方 (2) 民間企業等における職務経験が、直近10年のうち5年以上ある方（休職等の期間を除く。）
事務職（法務）		次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和36年（1961年）4月2日以降に生まれた方 (2) 第一次試験受験日において、法科大学院課程の修了者もしくは司法試験予備試験の合格者で、平成18年度以降の司法試験（旧司法試験を除く。）において、短答式試験の合格に必要な成績を得た経験がある方、又は司法試験（旧司法試験を含む。）に合格している方
技術職	土木	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和36年（1961年）4月2日以降に生まれた方 (2) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する方 (3) 民間企業等における土木工事の設計、施工監理又は構造物の維持管理に係る職務経験が、直近10年のうち5年以上ある方（休職等の期間を除く。）
	機械	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和36年（1961年）4月2日以降に生まれた方 (2) 技術士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、建築設備士、特級ボイラー技士、1級ボイラー技士、2級ボイラー技士又はエネルギー管理士の資格を有する方 (3) 民間企業等における機械設備工事の設計、施工監理又は施設の運転、操作、維持管理に係る職務経験が、直近10年のうち5年以上ある方（休職等の期間を除く。）
	電気	次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和36年（1961年）4月2日以降に生まれた方 (2) 技術士、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、建築設備士、第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者、第3種電気主任技術者、第1種電気工事士、第2種電気工事士又はエネルギー管理士の資格を有する方 (3) 民間企業等における電気設備工事の設計、施工監理又は施設の運転、操作、維持管理に係る職務経験が、直近10年のうち5年以上ある方（休職等の期間を除く。）
薬剤師		次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和50年（1975年）4月2日以降に生まれた方 (2) 薬剤師の免許を有する方 (3) 令和2年（2020年）3月31日現在、薬剤師としての実務経験が3年以上（休職等の期間を除く。）ある方
看護師		次の各号の全てに該当する方 (1) 昭和50年（1975年）4月2日以降に生まれた方 (2) 看護師の免許を有する方 (3) 令和2年（2020年）3月31日現在、看護師又は助産師としての実務経験が3年以上ある方（休職等の期間を除く。）
診療放射線技師		次の各号のすべてに該当する方 (1) 昭和36年（1961年）4月2日以降に生まれた方 (2) 診療放射線技師の免許を有する方 (3) 令和2年（2020年）3月31日現在、診療放射線技師としての実務経験が3年以上ある方（休職等の期間を除く。）

告知日	令和2年（2020年）4月3日
申込受付期間	令和2年（2020年）4月17日～5月8日

第一次試験日　筆記試験（基礎的な能力試験（事務職、技術職のみ）、専門試験（事務職、技術職以外））	令和2年（2020年）6月28日
第一次試験合格発表日	令和2年（2020年）7月21日
第二次試験日　筆記試験（論作文）、適性検査 口述試験（集団討論（事務職、技術職のみ）、個別面接2回）	令和2年（2020年）6月28日 令和2年（2020年）8月8日～8月10日
最終合格発表日	令和2年（2020年）8月28日

エ　就職氷河期世代対象

職　種	受　験　資　格
事務職	昭和45年（1970年）4月2日から昭和63年（1988年）4月1日までに生まれた方 ※学歴・職務経験は不問

告知日	令和2年（2020年）7月1日
申込受付期間	令和2年（2020年）7月16日～7月29日
第一次試験日　筆記試験（基礎的な能力試験）	令和2年（2020年）9月27日
第一次試験合格発表日	令和2年（2020年）10月23日
第二次試験日　筆記試験（作文）、適性検査 口述試験（集団討論、個別面接2回）	令和2年（2020年）10月31日 令和2年（2020年）11月10日
最終合格発表日	令和2年（2020年）11月27日

オ　障がい者対象

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的に実施した。

<table>
<tr><th>職　種</th><th>受　験　資　格</th></tr>
<tr><td>事務職</td><td rowspan="2">次の各号(1)及び(2)の両方に該当する方
(1) 昭和60年（1985年）4月2日から平成15年（2003年）4月1日までに生まれた方
(2) 次に掲げるア～ウのいずれかの手帳等の交付を受けている方
※手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
<tr><td>学校事務職</td></tr>
</table>

告知日		令和2年（2020年）8月4日
申込受付期間		令和2年（2020年）8月7日～8月17日
第一次試験日	筆記試験（教養試験）	令和2年（2020年）11月1日
第一次試験合格発表日		令和2年（2020年）11月17日
第二次試験日	筆記試験（作文）、適性検査 口述試験（個別面接）	令和2年（2020年）11月1日 令和2年（2020年）12月3日～12月4日
最終合格発表日		令和2年（2020年）12月15日

カ　実施状況

(ｱ) 上級職等

区　分	職　種	申込者数 (人)	一次受験者数 (人)Ａ	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人)Ｂ	競争倍率 (倍)Ａ/Ｂ
上級職	文化財専門職	13	11	7	2	5.5
免許資格職 (上級職)	獣医師	2	2	2	1	2.0
	薬剤師	10	8	8	4	2.0
	管理栄養士	68	44	5	1	44.0
	助産師	10	8	7	2	4.0
合　計		103	73	29	10	7.3

(ｲ) 免許資格職（中級職）

区　分	職　種	申込者数 (人)	一次受験者数 (人)Ａ	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人)Ｂ	競争倍率 (倍)Ａ/Ｂ
免許資格職 (中級職)	看護師	57	44	19	8	5.5
	診療放射線技師	28	25	5	1	25.0
	保育士	67	51	31	15	3.4
	理学療法士	24	21	7	2	10.5
	給食栄養士	37	30	11	4	7.5
合　計		213	171	73	30	5.7

(ｳ) 社会人経験者等対象

区　分	職　種		申込者数 (人)	一次受験者数 (人)A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人)B	競争倍率 (倍) A/B
社会人経験者等対象	事務職		190	131	12	5	26.2
	事務職（10月採用）		307	228	25	12	19.0
	事務職（法務）		6	4	4	1	4.0
	技術職	土木	12	8	6	2	4.0
		土木 (10月採用)	14	13	11	4	3.3
		機械	11	8	7	3	2.7
		電気	23	18	9	3	6.0
	薬剤師 (10月採用)		1	1	1	1	1.0
	看護師 (10月採用)		50	42	32	16	2.6
	診療放射線技師 (10月採用)		9	9	5	1	9.0
合　計			623	462	112	48	9.6

(ｴ) 就職氷河期世代対象

区　分	職　種	申込者数 (人)	一次受験者数 (人)A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人)B	競争倍率 (倍)A/B
就職氷河期世代対象	事務職	547	471	15	5	94.2

(ｵ) 障がい者対象

区　分	職　種	申込者数 (人)	一次受験者数 (人)A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人)B	競争倍率 (倍)A/B
初級職	事務職	50	33	21	6	5.5
	学校事務職 (内数　併願者)	38 (36)	23 (22)	5 (5)	0 (0)	－

(3) 採用選考の承認

令和2年度（2020年度）において承認した採用選考の状況は、次のとおりである。

区分	職		任命権者 市長	病院事業管理者	交通事業管理者	計（人）
一般職（医師を除く。）	局長級		2			2
	部長級					
	課長級		3			3
	主幹級					
	主査級		1			1
	主任主事・主任技師		1			1
	主事・技師					
その他の職	医師	副院長				
		部長級				
		科部長		4		4
		課長級		1		1
		医長		1		1
		主幹級				
		主査級				
		技師		10		10
		医員補				
		嘱託員				
		特別顧問				
	歯科医師					
	保育士					
	助産師					
	臨床検査技師					
任期付職員	局長級					
	部長級					
	課長級					
	主幹級					
	主任主事・主任技師					
	主事・技師					
合計			7	16		23

※市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

2　昇　任

法第21条の4第1項の規定により、職員の昇任は、競争試験又は選考が行われなければならないとされている。

本委員会においては、競争試験として課長級、主査級及び消防吏員の昇任試験を実施している。これは、主幹級の階級にある職員を課長級に、主任主事の職員を主査級に、また消防副士長、消防士長、消防司令補の階級にある消防吏員を、それぞれ消防士長、消防司令補、消防司令に昇任させるための試験である。

昇任試験については、職員個々の能力・実績を重視し、昇任における透明性・公平性・納得性を高め、意欲・能力のある職員を登用することにより、組織の活性化を図ることを目的として、課長級は平成16年度（2004年度）から、主査級は平成21年度（2009年度）から導入したものである。

また、選考により昇任させることができる職として、課長級、主査級を除く役付職員の職、消防吏員の階級のうち消防司令長以上の職及び消防司令・消防司令補の職への昇任で、試験によりがたいと認められるもの、又は、職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると認められる職等を任用規則により定めている。

(1) 昇任試験

令和2年度（2020年度）において実施した昇任試験は、次のとおりである。

なお、試験の対象となる職種は、医師、歯科医師、教員、指導主事、社会教育主事、学校事務職、学校栄養職、助産師、保育士、看護師、准看護師、業務職、消防職、運輸職、学芸員及び文化財専門職を除いた職種とする。ただし、学芸員及び文化財専門職は、主査級昇任試験においてのみ除かれる。

ア　試験区分、受験資格、試験内容及び日程

(ｱ) 課長級昇任試験

区　分	受　験　資　格
課長級	基準日において、主幹又はこれに相当する職に2年以上在職している者 （基準日：試験実施年度の4月1日） 次に掲げる者は受験資格又は合格を取り消すものとする。 (1) 試験実施日に休職処分を受けている者又は病気休暇を取得している（した）者 (2) 試験実施年度中に懲戒処分を受けた者 (3) 基準日において停職処分を受けて1年経過しない者及び減給、戒告処分を受けて6箇月経過しない者 (4) 当該試験に係る評価期間の全ての人事評価が不可能な者 ※ 休業等により業務に従事しなかった期間については、人事委員会が認める年数を通算する。

告知日	令和2年（2020年）8月17日
申込受付期間	令和2年（2020年）8月18日～8月27日
第一次試験日　　筆記試験（択一式及び記述式、論文）	令和2年（2020年）10月17日
第一次試験合格発表日	令和2年（2020年）12月8日
第二次試験日　　口述試験（個別面接）	令和3年（2021年）1月8日～1月11日
最終合格発表日	令和3年（2021年）1月19日

※　第一次試験において、筆記試験のほか、任命権者による勤務実績の評定として人事評価を試験種目とする。

(ｲ) 主査級昇任試験

区　分	受　験　資　格
主査級	基準日において、職員としての在職期間が5年（民間企業等経験者等を対象とする採用選考試験において採用された者にあっては3年）以上かつ年齢が34歳以上の者で、給料表の職務の級が3級の者。ただし、職種変更試験に合格した者である場合は、職種変更後3年を経過した者（基準日：試験実施年度の4月1日） 次に掲げる者は受験資格又は合格を取り消すものとする。 (1) 試験実施日に休職処分を受けている者又は病気休暇を取得している（した）者 (2) 試験実施年度中に懲戒処分を受けた者 (3) 基準日において停職処分を受けて1年経過しない者及び減給、戒告処分を受けて6箇月経過しない者 (4) 当該試験に係る評価期間の全ての人事評価が不可能な者 ※ 休業等により業務に従事しなかった期間については、人事委員会が認める年数を通算する。

告知日	令和2年（2020年）8月17日
申込受付期間	令和2年（2020年）8月18日～8月27日
第一次試験日　　筆記試験（択一式及び記述式）	令和2年（2020年）10月17日
第一次試験合格発表日	令和2年（2020年）12月15日
第二次試験日　　口述試験（個別面接）	令和3年（2021年）1月15日～1月18日
最終合格発表日	令和3年（2021年）1月29日

※　第一次試験において、筆記試験のほか、任命権者による勤務実績の評定として人事評価を試験種目とする。

(ｳ) 消防吏員昇任試験

区　分	採用区分	受　験　資　格
消防司令	上級職 初級職	基準日において、消防司令補の階級に5年以上在職している者
消防司令補	上級職	基準日において、消防士長の階級に4年以上在職している者
	初級職	基準日において、消防士長の階級に6年以上在職している者 ただし、職種変更により消防吏員となった者は、職員としての在職期間が15年以上経過し、消防士長の階級に2年以上在職している者
消防士長	上級職 初級職	基準日において、消防副士長の階級に在職している者

全区分共通（基準日：試験実施年度の4月1日）

次に掲げる者は受験資格又は合格を取り消すものとする。

(1) 試験実施日に休職処分を受けている者又は病気休暇を取得している（した）者

(2) 試験実施年度中に懲戒処分を受けた者

(3) 基準日において停職処分を受けて1年経過しない者及び減給、戒告処分を受けて6箇月経過しない者

(4) 当該試験に係る評価期間の全ての人事評価が不可能な者

※　休業等により業務に従事しなかった期間については、人事委員会が認める年数を通算する。

告知日	令和2年（2020年）8月17日
申込受付期間	令和2年（2020年）8月18日～8月27日
第一次試験日　筆記試験 消防司令（記述式） 消防司令補・消防士長（択一式及び記述式）	令和2年（2020年）10月17日（消防司令・消防司令補） 令和2年（2020年）10月16日（消防士長）
第一次試験合格発表日	令和2年（2020年）11月27日
第二次試験日　術科試験、口述試験（個別面接）	令和2年（2020年）12月16日～18日 （消防司令・消防司令補・消防士長）
最終合格発表日	令和3年（2021年）1月7日

※　第一次試験において、筆記試験のほか、任命権者による勤務実績の評定として人事評価を試験種目とする。

イ　実施状況

(ｱ) 課長級昇任試験

区　分	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A／B
課長級	193	176	63	42	4.2

(ｲ) 主査級昇任試験

区　分	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A／B
主査級 (34歳～41歳)	217	206	113	75	2.7
主査級 (42歳以上)	109	105	68	45	2.3
合　計	326	311	181	120	2.6

(ｳ) 消防吏員昇任試験

区　分	申込者数 (人)	一次受験者数 (人) A	一次合格者数 (人)	最終合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A／B
消防司令	41	41	14	9	4.6
消防司令補	100	99	33	21	4.7
消防士長	85	85	42	28	3.0
合　計	226	225	89	58	3.9

(2) 昇任選考

令和2年度（2020年度）において実施した昇任選考は、次のとおりである。

任命権者 職	市　長	教育委員会	交通 事業管理者	上下水道 事業管理者	消防長	病院 事業管理者	計（人）
局長職	6	2		1		1	10
部長職	28	2	1	3	2		36
課長職	2			1		2	5
主幹職	84	4	2	7	8	14	119
主査職	31	11	4	3		9	58
小　計	151	19	7	15	10	26	228
消防司監	―	―	―	―		―	
消防正監	―	―	―	―	1	―	1
消防監	―	―	―	―	2	―	2
消防司令長	―	―	―	―	7	―	7
消防司令	―	―	―	―		―	
消防司令補	―	―	―	―		―	
消防士長	―	―	―	―		―	
小　計	―	―	―	―	10	―	10
合　計	151	19	7	15	20	26	238

※　市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

3　転　任

法第17条第1項の規定により、職員の転任は、職員の職に欠員を生じた場合、任命権者が職員を任命する一つの方法として定められているものであり、職員を昇任及び降任以外の方法で、他の職員の職に任命することとされている。

本委員会においては、採用試験又は採用選考の職種の区分を異にする職の間の転任については、原則として、人事委員会の行う職種変更試験に合格した者でなければ転任させることができないとしているが、人事委員会の定める事由による場合は、人事委員会の承認を得て転任できることを任用規則により定めている。

(1) 職種変更試験

令和2年度（2020年度）において本委員会が実施した職種変更試験は、次のとおりである。

ア　職種、受験資格、試験内容及び日程

<table>
<tr><th>職　種</th><th colspan="2">受　験　資　格</th></tr>
<tr><td>事務職</td><td colspan="2" rowspan="3">技能労務職の職員で、平成24年（2012年）4月1日までに採用された者
技能労務職の職員は、人事委員会が指定する職員
（基準日：試験実施年度の4月1日）

次に掲げる者は在職期間を満たしていても受験できない。
(1) 試験実施日に休職処分を受けている職員又は病気休暇を取得している職員
(2) 基準日から試験実施日までに懲戒処分を受けた職員
(3) 基準日において停職処分を受けて1年経過しない職員及び減給、戒告処分を受けて6ヶ月経過しない職員</td></tr>
<tr><td>技術職（土木）</td></tr>
<tr><td>消防職</td></tr>
<tr><td colspan="2">告知日</td><td>令和2年（2020年）7月1日</td></tr>
<tr><td colspan="2">申込受付期間</td><td>令和2年（2020年）7月16日～7月29日</td></tr>
<tr><td>第一次試験日</td><td>筆記試験（教養試験、専門試験（技術職のみ））
体力テスト（消防職のみ）</td><td>令和2年（2020年）9月27日</td></tr>
<tr><td colspan="2">第一次試験合格発表日</td><td>令和2年（2020年）10月23日</td></tr>
<tr><td>第二次試験日</td><td>口述試験（個別面接）</td><td>令和2年（2020年）11月10日</td></tr>
<tr><td colspan="2">最終合格発表日</td><td>令和2年（2020年）11月27日</td></tr>
</table>

備　考

※ 消防職の受験は、日本国籍を有する者に限る。

イ　実施状況

区 分	申込者数 （人）	一次受験者数 （人）A	一次合格者数 （人）	最終合格者数 （人）B	合格率 （%）B／A
事務職	2	2	2	1	50.0
技術職（土木）	2	2	1	1	50.0
消防職	—	—	—	—	—
合　計	4	4	3	2	50.0

(2)　転任の承認

令和2年度（2020年度）において承認した転任の状況は、次のとおりである。

転任前の職種	転任後の職種	人数（人）
運輸職	事務職	1
消防職	事務職	1
学校事務職	事務職	1
教諭	指導主事	6

4　臨時的任用

臨時的任用は、本来、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であったが、こうした趣旨に沿わない運用が見られたことから、令和2年（2020年）4月1日に施行された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、その対象が「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化されたところである。

改正後の法第22条の3第1項の規定によると、任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿がないときは、人事委員会の承認を得て臨時的任用を行うことができるとされている。

令和2年度（2020年度）において、次年度の臨時的任用に係る任命権者からの承認申請は行われなかった。

第３章　職員の給与その他の勤務条件等

法第8条第1項及び第26条の規定により、人事委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するとともに、給与を決定する諸条件の変化により給料表に定める額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるとされている。

１　職員の給与等に関する報告及び勧告

職員の給与等に関する報告及び勧告は、職員の給与及び民間の給与の実態、生計費など職員の給与の決定に関する諸要件について、大量かつ精密な調査に基づきなされるものである。

本委員会は、令和2年（2020年）10月29日に市議会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を、令和2年（2020年）11月20日に市議会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

《報告及び勧告のポイント（令和2年（2020年）10月29日）》

特別給（期末手当及び勤勉手当）を引下げ（△0.05月分）

１　特別給　　職員の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合より上回っているため、0.05月分引下げ（4.50月分→4.45月分）

２　月例給　　別途、必要な報告・勧告を予定

１　民間との給与比較

（１）職種別民間給与実態調査の概要

市内の110事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の237事業所から　　無作為抽出）を対象に調査を実施。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給（ボーナス）等の調査を6月29日から7月31日まで訪問によらない方法で先行実施

なお、月例給の調査については、8月17日から9月30日まで感染防止対策を徹底した上で訪問調査を実施

（２）公民の給与比較

特別給（昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較）

民　間（A）	職　員（B）	差（A）－（B）
4.45月	4.50月	△0.05月

（参考）人事院差
△0.04月

２　給与の改定について

（１）特別給（期末手当及び勤勉手当）

上記１（２）の特別給の差のとおり、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の　　年間支給割合を0.05月分上回った。国の特別給の改定状況等を考慮して、本年12月期の　　期末手当の支給月数を0.05月分引き下げることが必要

（２）実施時期

令和2年（2020年）12月1日から実施

【参考】勧告どおり特別給（期末手当及び勤勉手当）が改定された場合の職員一人当たりの年間給与増減額（試算）

改定後	改定前	増減額（改定後－改定前）
5,806千円	5,825千円	△19千円

※一般行政職の職員〔平均年齢41歳9月（41.7歳）、平均経験年数19年6月、配偶者・子2人を扶養〕の場合

《勧告のポイント（令和2年（2020年）11月20日）》

月例給の改定なし

民間給与と職員給与との較差は37円（0.01％）と極めて小さく、概ね均衡していることから、給料表及び諸手当の改定を行わないことが適当

1　民間との給与比較

(1) 職種別民間給与実態調査の概要

市内の110事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の237事業所から　　無作為抽出）を対象に、本年4月分の従業員の給与等について調査を実施

(2) 公民の給与比較

月例給（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与を比較）

民　間（A）	職　員（B）	較差（A）－（B）
359,235円	359,198円	37円（0.01%）

（参考）人事院較差
△164円（△0.04%）

2　給与の改定

上記１(2)月例給の較差のとおり、職員給与が民間給与を37円（0.01％）下回っているものの、その較差が極めて小さく、概ね均衡していることから、給料表及び諸手当の改定を行わないことが適当

3　人事管理に関する課題

(1) 職員の任用について

ア　人材の確保と育成について

人材の確保については、市職員としてのやりがいや魅力等を伝えるため、「仕事まるわかりセミナー」のウェブ版及び現役職員によるメッセージ動画の発信、SNSの活用、オンライン合同就職説明会等への参加など、デジタル化を進めながら情報発信に努めていく。人材の育成については、熊本市職員成長・育成方針に基づき、市民が求める質の高いサービスを提供できる人材の成長を促進していくことが必要

イ　昇任について

昇任試験制度は、導入以来10年以上経過し、社会情勢の変化にも的確に対応できる職員を育成していく上で、試験内容の見直し等も必要。今後も、より透明性・公平性・納得性を高め、職員の成長と育成につながる制度や内容になるよう調査・研究を進めていく。

ウ　女性職員の活躍推進について

女性職員に対するキャリア形成の支援、ワーク・ライフ・バランスや個々の状況に応じた多様な働き方の推進はもとより、研修等による実務や管理能力の向上、誰もがやりがいや達成感を感じられる風通しのよい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要

エ　定年の引上げについて

人事院は、本年10月7日の報告において、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請。今後、国・他の地方公共団体の動向を注視しつつ、引き続き調査・研究を進めて行くことが必要

オ　障がい者雇用に関する取組について

障がいのある職員への合理的配慮や周囲の職員の理解をはじめとする就労環境を整備し、障がい者の職場適応・職場定着を図ることがより一層重要。それぞれの障がいの特性を踏まえ、職員が互いに協力し、誰もが働きやすい職場づくりを積極的に推進していくことが必要

カ　就職氷河期世代の雇用に関する取組について

就職氷河期世代の支援として、新たな採用区分として当該世代を対象とした採用選考試験を実施。当該試験で採用された職員が、これまでの知識や経験を活かしながら公務に円滑に取り組めるよう環境を整備することが必要

(2) 勤務環境の整備について

ア　時間外勤務の縮減について

職員の時間外勤務について適切な把握、要因の整理、分析及び検証を行い、さらなる時間外勤務の縮減に向けた取組を進めていくことが必要。本委員会では、引き続き時間外勤務に関する調査を行うとともに、指導等を行っていく。

イ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進について

本市では、子どもが生まれた全ての男性職員が育児休暇を取得できる職場環境の整備が必要。また、在宅勤務制度の取組の評価・分析を十分に行い、職員がライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるような職場環境づくりに取り組むことが必要

ウ　メンタルヘルス（心の健康）対策について

昨年度の休職者のうち、メンタルヘルス不調を理由とする職員の割合が約8割と高水準。毎年度実施しているストレスチェック制度を効果的に活用し、職員自身が自らのストレスに気づき適切に対処することを促すとともに、管理監督者は職場環境等を評価し、問題点の把握や改善に努めることが必要

エ　ハラスメント防止対策について

職員への意識啓発をはじめ相談に適切に対応できる体制の整備など、特に未然の防止対策を講じ、職員が安心して仕事に取り組むことができる良好な職場環境の整備を図るよう要請

オ　会計年度任用職員の適切な処遇の確保について

会計年度任用職員制度について、引き続き適正な任用及び勤務条件等の確保に努めていくことが必要

４　コンプライアンスの推進及び公務員倫理の確保

職員一人ひとりが全体の奉仕者として職務に精励し、勤務時間外においても法令遵守意識と高い倫理観を持って行動するよう、コンプライアンスの取組を一層強化し、市民から信頼される市政を実現することを期待

２　給与その他の勤務条件等についての承認等

給与その他の勤務条件等に関する条例又は人事委員会規則においては、その適用に際して、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得、又は意見を聞かなければならない事項が定められている。

本年度において、任命権者の要請に基づき、本委員会が意見を申し出た事項はなかった。

第４章　公平審査

公平審査事務については、昭和26年（1951年）以来、公平委員会において行われてきたが、平成6年（1994年）4月1日の人事委員会設置と同時に本委員会が当該事務のすべてを引き継いだものである。

１　勤務条件に関する措置要求

法第46条の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるとされている。

この措置要求制度は、労働基本権が制限された代償措置として設けられている制度であり、第三者機関の公正な判断に基づいて職員の勤務条件の適正化を図ろうとするものである。

人事委員会は、措置要求がなされたときは、事案について口頭審理等の方法による審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告をする等の措置を執らなければならない。

なお、令和2年度（2020年度）における措置要求事案はない。

２　不利益処分に関する審査請求

法第49条の2第1項の規定により、職員は、その意に反して不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対してのみ行政不服審査法による審査請求をすることができるとされている。

この審査請求制度は、身分保障の一環として設けられている制度であり、人事委員会は、審査請求を受理したときは、直ちに事案を審査しなければならないとされており、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員が受けるべきであった給与その他の給付を回復させるために必要な措置等を執らなければならない。

令和2年度（2020年度）における審査請求の係属状況は次のとおりである。

事案名	審理経過
平成30年審第1号事案 〔平成30年（2018年）10月9日請求〕	平成30年度（2018年度）　受理 （次年度へ継続）
令和2年審第1号事案 〔令和2年（2020年）6月10日請求〕	令和2年度（2020年度）　受理 （次年度へ継続）
令和3年審第1号事案 〔令和2年（2020年）12月9日請求〕	令和2年度（2020年度）　受理 （次年度へ継続）

３　職員からの苦情処理

法第8条第1項第11号の規定により、平成17年度（2005年度）から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。苦情相談をすることができるのは、熊本市職員のうち一般行政職員、会計年度任用職員、教職員、消防職員であり、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

ただし、公営企業職員、単純労務職員についてはこの制度の対象とならない。

令和2年度（2020年度）の相談者数（件数）は9件であり、近年の相談内容の区分と件数は、次のとおりである。

（単位：件数）

年　度	任　用	給　与	勤務条件 服　務	厚　生 福　利	ハラスメント等	その他	計
令和2年度 (2020年度)	1		4		3	1	9
令和元年度 (2019年度)			4			1	5
平成30年度 (2018年度)		1	1				2
平成29年度 (2017年度)			2		3	1	6
平成28年度 (2016年度)	2		1		2	1	6

第５章　職員団体

１　職員団体の登録

法第53条第1項の規定により、職員団体は、人事委員会に当該団体の登録を申請することができるとされている。

この職員団体の登録制度は、中立的機関である人事委員会が、職員団体が自主的かつ民主的に組織されていることを確認し公証することによって、健全な労使関係の確立を図ろうとするものである。

令和2年度（2020年度）における登録職員団体及び同年度中の登録事項の変更は、次のとおりである。

職員団体名	登録番号	登録年月日	法人格	登録事項の変更（登録日）
熊本市教職員組合	第1号	昭和41年 10月　4日	有	役員改選 〔令和2年（2020年）4月20日〕
熊本市役所職員組合	第2号	昭和46年 10月 23日	有	役員改選 〔令和2年（2020年）8月5日〕
熊本市学校事務労働組合	第3号	平成14年　9月 19日	無	役員改選 〔令和2年（2020年）12月9日〕
熊本市役所第一職員労働組合	第4号	平成21年　2月 27日	無	役員改選 〔令和2年（2020年）5月19日〕

２　管理職員等の範囲

法第52条第3項ただし書の規定により、次に掲げる管理職員等と、管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされている。

(1)　重要な行政上の決定を行う職員
(2)　重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
(3)　職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
(4)　職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
(5)　その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

これは、管理職員等と管理職員等以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する職員団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くとの考えからである。

そこで、人事委員会は、法第52条第4項の規定により、管理職員等と管理職員等以外の職員とを区別するため、管理職員等の範囲を人事委員会規則で定めるものとされている。

第６章　労働基準監督機関の職権行使

法第58条第5項の規定により、労働基準法及び労働安全衛生法等の規定中、職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第1第11号（郵便、信書便又は電気通信の事業）、第12号（教育、研究又は調査の事業）及び同表に掲げられていない官公署に従事する職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされている。

このため、事業場の号別区分については、組織改編等の際に熊本労働局と協議を行っており、令和2年（2020年）3月31日現在の状況は、下表のとおりである。

なお、令和2年度（2020年度）においては、労働基準監督機関として以下の職権を行使した。

(1) 労働基準法関係

同法第20条の規定に基づく解雇予告除外認定を行ったほか、同法別表第1第12号に分類される事業場から同法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定の届出〔令和2年度（2020年度）分〕を受理した。

このほか、労働基準監督機関として所管事業場における労働基準法や労働安全衛生法等の適用状況を把握し、職員の給与等に関する報告及び勧告などの人事行政に関する諸業務の参考とし、必要に応じて改善指導するため、時間外勤務が多かった部署を抽出して所属長からの聴き取り調査を行った。

(2) 労働安全衛生法関係

労働安全衛生規則第2条等の規定に基づく総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医の選任の報告、同規則第52条の規定による定期健康診断の結果の報告、同規則第52条の21の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査の結果の報告を受理した。

熊本市の事業の労働基準法別表第1の区分及び労働基準監督機関

号	事業区分	労働基準監督機関	事　業　場　名
1	製造・加工業	労働基準監督署	学校給食共同調理場
			学校附設給食場
			上下水道局
3	土木・建設業		土木センター
			地域整備室
4	交　通　業		交通局
12	教育・研究業	熊本市人事委員会	人材育成センター
			環境総合センター
			動植物園
			熊本城調査研究センター
			市立高等学校
			特別支援学校
			総合ビジネス専門学校
			中学校
			小学校
			幼稚園
			金峰山少年自然の家
			公民館
			図書館
			博物館
			教育センター

13	保健・衛生業	労働基準監督署	ふれあい文化センター
			保健所
			動物愛護センター
			西原公園児童館
			保育園
			病院局
			こころの健康センター
14	接客・娯楽業		熊本城総合事務所
			競輪事務所
15	焼却・清掃業		扇田環境センター
			クリーンセンター
			環境工場
号外	労働基準法別表第1に含まれない官公署	熊本市人事委員会	議会事務局
			市長事務部局
			区役所
			まちづくりセンター
			総合出張所
			会計総室
			選挙管理委員会事務局
			監査事務局
			農業委員会事務局（西南分室、富合・城南分室、北区分室含む）
			人事委員会事務局
			教育委員会事務局
			東京事務所
			西区役所芳野分室
			交流室
			計量検査所
			子ども・若者総合相談センター
			勤労青少年ホーム
			子ども発達支援センター
			児童相談所
			子育て支援センター
			障がい者福祉相談所
			水産振興センター
			熊本駅周辺整備事務所
			植木中央土地区画整理事業所
			消防局

第７章　条例の制定改廃に関する意見

法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体は、人事機関及び職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、これに対して人事委員会は、当該条例の制定改廃の適否について議会に意見を申し出ることができるとされている。これは、人事行政の専門的性格に鑑み、人事行政の専門機関としての人事委員会が当該条例を審査することとして、その専門的行政の水準を確保するための制度である。

令和2年度（2020年度）において、本委員会が意見の申出を行った条例は次のとおりであり、いずれも異議がない旨の申出を行った。

意見申出年月日	件　　名	概　　要
令和2年（2020年）5月19日	熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	新型コロナウイルス感染症により生じた事態への対処に係る手当の新設並びに防疫等作業手当及び福祉業務手当の支給対象の拡大等をするため、所要の改正を行うもの
令和2年（2020年）11月27日	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの
	熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市特定任期付職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの
	熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について	人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市教育職員の給与の改定をするため、所要の改正を行うもの
令和3年（2021年）2月17日	熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	服務の宣誓における宣誓書への押印を廃止するため、所要の改正を行うもの
	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	単身赴任手当の支給要件の見直しを行うため、所要の改正を行うもの
	熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	福祉業務手当の支給対象の拡大等をするため、所要の改正を行うもの
	熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	会計年度任用職員の期末手当の改定をするため、所要の改正を行うもの

第８章　人事委員会規則の制定改廃

法第8条第5項の規定により、人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務に関し、人事委員会規則を制定することができるとされている。

これは、人事委員会が準立法的権限を有することを定めたものであり、他に有する準司法的権限及び行政的権限と並ぶ人事委員会の基本的権限である。

令和2年度（2020年度）において本委員会が改正した規則は、次のとおりである。

規則番号	公布年月日 （施行年月日）	規則名	概要
令和２年 第１９号	令和２年５月１２日 （令和2年5月12日）	臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	非常勤の職員の休暇について、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和２年 第２０号	令和２年５月２８日 （令和2年5月28日）	熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（令和2年条例第39号）の施行に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和２年 第２１号	令和２年５月２８日 （令和2年5月28日）	熊本市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の期末手当の支給等について、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和２年 第２２号	令和２年６月２３日 （令和２年６月23日）	公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益的法人等への派遣先団体について、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和２年 第２３号	令和２年８月２８日 （令和２年８月28日）	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和2年7月豪雨の発生に伴い、特別休暇に係る特例を設けるため、所要の改正を行うもの
令和２年 第２４号	令和２年８月２８日 （令和２年８月28日）	臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和2年7月豪雨の発生に伴い、非常勤の職員の有給の休暇に係る特例を設けるため、所要の改正を行うもの
令和２年 第２５号	令和２年９月１６日 （令和2年9月16日）	熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	医療職員給料表等級別職務分類表への職の新設に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和３年 第　１　号	令和３年３月３１日 （令和3年4月1日）	押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則	押印の廃止に伴い、関係規則の規定の整備をするため、所要の規則の制定を行うもの
令和３年 第　２　号	令和３年３月３１日 （令和3年4月1日）	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和3年（2021年）4月1日付けの組織改編に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和３年 第　３　号	令和３年３月３１日 （令和3年4月1日）	熊本市職員の任用に関する規則の全部を改正する規則	採用に関する規定と昇任に関する規定の分離等に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの

令和３年第４号	令和３年３月３１日（令和3年4月1日）	熊本市職員の任用に関する権限委任規則	熊本市職員の任用に関する規則の全部を改正する規則（令和3年人委規則第3号）の施行に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和３年第５号	令和３年３月３１日（令和3年4月1日）	熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	就職氷河期世代を対象とした選考の実施等に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和３年第６号	令和３年３月３１日（令和3年4月1日）	熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第5号）の施行等に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和３年第７号	令和３年３月３１日（令和3年4月1日）	熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（令和3年条例第6号）の施行等に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和３年第８号	令和３年３月３１日（令和3年4月1日）	熊本市人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和3年規則第31号）の施行に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和３年第９号	令和３年３月３１日（令和3年4月1日）	熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則	熊本市職員の任用に関する規則の全部を改正する規則（令和3年人委規則第3号）及び熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則（令和3年人委規則第6号）の施行に伴い、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの
令和３年第１０号	令和３年３月３１日（令和3年3月31日）	熊本市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則	企業局で任用されていた会計年度任用職員の経験年数の取扱い等について、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの

第９章　各種会議等

人事委員会では、人事委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑な運営を図るため、各種の会議等を開催している。

令和2年度（2020年度）において、本委員会が参加した会議は、次のとおりである。

１　全国人事委員会連合会関係

期日	会議名	開　催　地
令和2年（2020年）6月24日	第128回総会	東京都 （書面開催）

２　九州地方人事委員会協議会関係

期日	会議名	開　催　地
令和2年（2020年）5月18日	委員長会議	佐賀市 （書面開催）
令和2年（2020年）11月17日	委員長・事務局長合同会議	鹿児島市 （書面開催）
令和2年（2020年）11月27日	公平担当課長及び労働福祉・公平専門部会合同会議	熊本市 （書面開催）
令和3年（2021年）1月8日	総務・任用担当課長会議及び総務・任用専門部会	鹿児島市 （書面開催）
令和3年（2021年）2月16日	試験問題研究会理事会・事務局長会議	福岡市 （書面開催）
令和3年（2021年）2月19日	給与専門部会	熊本市 （書面開催）

３　大都市人事委員会連絡協議会関係

期日	会議名	開　催　地
令和2年（2020年）4月17日	委員長会議	静岡市 （書面開催）
令和2年（2020年）11月2日	事務局長会議（実務者会議）	堺市
令和3年（2021年）1月28日	課長会議（任用関係）	相模原市 （資料交換）
令和3年（2021年）2月9日	職員研修会（給与関係）	札幌市 （資料交換）
令和3年（2021年）2月10日	職員研修会（任用関係）	福岡市 （資料交換）

４　その他

期日	会議名（主催）	開　催　地
令和2年（2020年）10月7日 ・28日	全国人事委員会事務局長会議（総務省）	東京都 （ウェブ会議）

人事委員会年報〔令和2年度（2020年度）版〕

発行年月　令和3年（2021年）8月

編集・発行　熊本市人事委員会事務局
〒860-8601
熊本市中央区手取本町１番１号
Tel 096-328-2939
Fax 096-359-4585
jinjiiinkai@city.kumamoto.lg.jp